著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「の政令」を「（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の政令」に改め、同条第三号中「次条第三号」を「次条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　言語の著作物（定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。）であつて、その全部が図書館資料の見開き面（紙の図書館資料にあつては当該図書館資料を開いたときに一覧することができる二枚の紙から成る面をいい、紙以外の図書館資料にあつてはこの面に相当するものとして文部科学省令で定める当該図書館資料の一部分をいう。以下この号及び次条第三号において同じ。）の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの

第一条の五中「の政令」を「（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の政令」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　言語の著作物（定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。）であつて、その全部が図書館資料の見開き面の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの

第二条の四中「の政令」を「（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令」に改め、第十六号を第二十一号とし、第十五号を第二十号とし、第十四号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）

第二条の四中第十三号を第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

十五　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）

十六　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）

十七　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）

第二条の四中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

条約

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

条約第八号

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊（以下「ドイツ軍隊」という。）との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とドイツ軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びドイツ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

(1)　この協定は、日本国の自衛隊とドイツ軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

(a)　日本国の自衛隊及びドイツ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

(b)　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

(c)　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

(d)　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

(e)　日本国又はドイツ連邦共和国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

(2)　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

(3)　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びドイツ軍隊が実施する。

第二条

(1)　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はドイツ軍隊により実施される前条(1)(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

(2)　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

(3)　(2)の規定については、日本国の自衛隊又はドイツ軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

(4)　日本国の自衛隊とドイツ軍隊との間における前条(1)(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、日本国又はドイツ連邦共和国の法令に従って行われる。

第三条

(1)　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

(2)　この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者又は団体に対して当該物品又は役務を移転してはならない。